

沖縄県妊娠期からのつながるしくみ検討委員会設置要綱

平成 30 年 4 月 2 日 保健医療部長 決定

(目的)

第 1 条 市町村において母子健康包括支援センター等を中心とした妊娠期から子育て期にわたる親子への切れ目のない支援体制を構築することにより、全ての妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進、子育て家庭の不安感や負担感を軽減することで、家庭の養育力を高めるとともに、子どもの貧困の解決に向けた早期支援について検討することを目的とし、沖縄県妊娠期からのつながるしくみ検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 妊産婦及び子育て家庭を対象とした母子保健・児童福祉・子育て支援の各分野における行政、医療機関等での支援内容の検証に関すること
- (2) 支援を必要とする妊産婦及び子育て家庭を早期に把握し、寄り添いながらきめ細やかな支援を行い、家庭の養育力を高めるための体制整備に関すること
- (3) 妊娠・出産・子育て期を通じた関係機関との情報共有及びネットワーク化に関すること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 検討委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員の任期は平成 33 年 3 月 31 日とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長 1 人、副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員は、出席することができない場合は、代理の者を出席させることができる。

- 2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 検討委員会は、第2条各号に掲げる事項の検討を補佐させるため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員長の指名する者をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、部会員の中から委員長が指名する。
- 4 作業部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 作業部会は、部会長が招集する。
- 6 作業部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 検討委員会は、第2条各号に掲げる事項のうち、特定の課題について検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長の指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会員の中から委員長が指名する。
- 4 専門部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 専門部会は、部会長が招集する。
- 6 専門部会は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、沖縄県保健医療部地域保健課及び受託事業者において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。